

- * 「40歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要ない」は撤回を
 - * UPZ(30km圏内)住民にも安定ヨウ素剤を事前配布すべき
-

安定ヨウ素剤のパブコメ出そう！締切6月7日

2019.5.22

避難計画を案ずる関西連絡会
原子力規制を監視する市民の会

原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布・服用に関するパブコメを募集しています。募集対象は①「原子力災害対策指針」と、②その解説書にあたる「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改定案についてです。

- ①「原子力災害対策指針」のパブコメはこちらから <https://ux.nu/hufHo>
- ②「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」のパブコメはこちらから <https://ux.nu/SPMIq>

意見提出は下記どちらか一方でも可能です。短くていいので、多くの声を！

問題点1：「40歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要はない」と断言。今まで全員だった配布対象者を、妊婦等を除いて原則40歳未満に限定しようとしています。

- ① 指針では「年齢による違いの考慮」（指針3頁）
 - ② 解説書では「40歳以上は服用する必要はない」（配布・服用に当たって4頁）
- これらを撤回するよう求めましょう。

原発事故で放出された放射性ヨウ素は体内に取り込まれ甲状腺に集まって、甲状腺がんを引き起こします。被ばく前に安定ヨウ素剤を服用すれば、甲状腺被ばくを防ぐことができます。これまで、PAZ（原発5km圏内）の住民全員に自治体が説明会を開いて事前配布することになっていました。ところが、今回の改定案では、安定ヨウ素剤の服用対象をPAZの「妊婦や授乳する女性らを除き、40歳未満」に制限しています。40歳以上については、「希望者には事前配布をすることとしてもよい」とあるだけです。

改定案作成を議論してきた国の検討チームの会合では、東電福島原発事故の検証は一切されませんでした。40歳以上で甲状腺がんの発症のリスクが上昇することは、東電福島原発事故後の原子力安全委員会の議論でも明らかになっています（※1）。この議論を通じて、規制庁の当初の指針（2012年）では、40歳制限をなくしていました。それを今回また、40歳未満に限定しようとしています。当時の資料より抜粋して以下に紹介します。

（※1）「2012.1.12 原子力安全委員会資料 医分29-2-3「被ばく時年齢が40歳以上の場合の甲状腺がんリスクについて 広島大学 細井義夫」

◆ チェルノブイリ原発事故被ばく者の調査：被ばく時40歳以上でリスク上昇が明らか
原子力安全委員会（2012年）の議論では、ウクライナ政府が行った統計調査をもとに、住民や原発事故従事者に対する影響が報告されています。（Fuzikら2011、山下俊一氏も共著）。次頁の表2から「ウクライナの全人口を対象にした2006年までの調査から、①男女ともに被ばく時全年齢で有意に相対リスクが上昇していること」が示されています。

表2. 高線量地域と低線量地域を含めたウクライナ住民の切尔ノブイリ原発事故発生時の年齢別甲状腺癌の相対リスク(rate ratio)
(Fuxik M. et al., Thyroid cancer incidence in Ukraine: trends with reference to the Chernobyl accident. Radiat Environ Biophys 50: 47–55, 2011. Table 4を改変)

切尔ノブイリ原発事故発生時の年齢	男性				女性			
	診断時の西暦				診断時の西暦			
	1991	1996	2001	2006	1991	1996	2001	2006
0-4	NA	5.91	5.40	4.91	12.33	10.83	5.60	2.62
5-9	16.40	2.93	2.39	4.38	28.63	2.41	3.42	2.28
10-14	0.68	3.08	3.86	1.80	2.82	2.12	3.64	2.46
15-19	4.05	0.37	1.69	1.31	1.30	1.38	2.29	2.37
20-24	6.32	0.79	2.97	4.09	1.00	1.74	2.64	2.13
25-29	2.52	2.37	2.71	1.24	1.98	1.67	2.68	2.46
30-34	0.51	2.89	1.66	2.48	1.97	2.06	2.41	2.27
35-39	0.42	2.20	2.64	2.43	0.95	1.82	2.02	1.73
40-44	1.13	1.08	2.08	1.88	1.70	1.71	2.44	1.63
45-49	0.64	1.80	0.99	1.75	1.66	1.80	2.31	1.95
50-54	1.50	0.45	2.00	2.36	1.32	2.59	2.04	1.28
55-59	2.18	0.84	1.07	1.79	0.83	0.93	1.57	0.99

.下線:1989年と比べ有意

8

問題点2：事前配布はP A Z（5 km圏内）だけ、U P Z（30 km圏内）は事故発生後、一時避難場所等でしか配布されません。（②「配布・服用に当たって」8・9・10ページ b. U P Z）

U P Z（30km 圏内）住民にも事前配布を実施するよう求めましょう。

改定案では全面緊急事態に陥った場合には、屋内退避を実施、避難の必要な場合に配布できるよう、安定ヨウ素剤を備蓄しておくことになっています。そして、避難時に一時集合場所等で緊急配布するという計画です。基本的な流れは改定前と変わっていません。

しかしこれでは、時間がかかり避難も遅れます。屋内退避や高線量の中を集合場所に向かう間に被ばくしてしまいます。安定ヨウ素剤は被ばく前に、早期に服用しなければ効果はありません。改定案には、被ばく前または直後までの服用が有効であることを示したうえで、「安定ヨウ素剤の服用効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要」「平時からの準備が必要となる」とする記載があります（②配布・服用にあたって3頁）。しかし、U P Zに事前配布を原則認めないやり方は、これに矛盾します。福島原発事故時は、安定ヨウ素剤は自治体に備蓄されていましたが、住民にはほとんど配布されませんでした。

子ども・妊婦の被ばく防護を優先することを強調し、副作用は極めて少ないとしながら、P A Z（5 km圏）外の子どもや妊婦は置き去りで、何の配慮もありません。少なくともU P Zの住民全員に安定ヨウ素剤の事前配布を求めましょう。

パブコメ呼びかけ（詳細版）：避難計画を案ずる関西連絡会/原子力規制を監視する市民の会
<https://ux.nu/09LPu>